

○男鹿地区消防一部事務組合財務規則

昭和 63 年 4 月 1 日
規 則 第 1 号

改正 平成 17 年 3 月 22 日規則第 1 号

第 1 条 この規則は、組合の財務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 男鹿市財務規則(平成 17 年男鹿市規則第 39 号)を準用する。この場合において「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「男鹿地区消防一部事務組合」と、準用上必要な事項については、「課長等」及び「財政課長」とあるのは「消防長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。